

滋賀県子ども読書活動推進計画

平成17年2月

滋賀県教育委員会

- 目 次 -

第 1	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と役割	1
第 2	計画の基本目標	2
1	基本目標	2
2	基本的方針	2
3	子どもの発達段階に応じた読書活動	3
第 3	子どもの読書活動推進のための方策	5
1	家庭における子どもの読書活動の推進	5
2	地域における子どもの読書活動の推進	7
(1)	図書館における子どもの読書活動の推進	7
(2)	児童館や公民館における子どもの読書活動の推進	9
(3)	文庫活動や読み聞かせボランティアなどによる子どもの読書活動の推進	10
3	学校等における子どもの読書活動の推進	12
(1)	学校における子どもの読書活動の推進	12
(2)	幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進	17
(3)	障害のある子どもの読書活動の推進	18
4	啓発広報等の推進	20
5	推進体制の整備	22
第 4	指標の設定	23

第 1 はじめに

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動の現状

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。

しかしながら、今日、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」「活字離れ」が指摘されています。

平成16年6月に実施した「子どもの読書活動に関する意識調査」(県教育委員会)では、読書が好きな傾向にある児童生徒の割合は、小学生で79.5%、中学生で66.9%、高校生で67.2%を占めていますが、児童生徒の1か月の平均読書冊数は、小学生で7.3冊、中学生で2.6冊、高校生で2.1冊、1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、小学生で5.8%、中学生で30.9%、高校生で44.7%となっています。

計画策定の趣旨

このような中で、子どもの読書活動の推進のための取組を進めていくため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。そして、平成14年8月、同法に基づく国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)が閣議決定されました。

そこで、本県においても、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、また、適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを基本理念として、「子ども読書活動推進基本計画」を基本とするとともに、本県の子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、滋賀県子ども読書活動推進計画を策定するものです。

2 計画の性格と役割

計画の性格と役割

滋賀県子ども読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づく計画であり、本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や取組を示したものです。

また、本計画は、同法第9条第2項の規定に基づき、市町が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する際の基本となるものであり、各市町においても、それぞれの地域の状況等を踏まえて、市町子ども読書活動推進計画を策定されるよう期待します。

計画期間

平成16年度から概ね5か年とします。

第2 計画の基本目標

1 基本目標

「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」

本県では、「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」をめざして、次の3つの項目を基本的方針とするとともに、子どもの発達段階に応じた読書活動に配慮しながら、国および市町と協力して取組を進めます。

2 基本的方針

子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境づくりに配慮することが必要です。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが肝要です。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を整えることが重要です。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動に資するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要です。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、文庫^{*1}活動や読み聞かせボランティア等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要です。

このような観点から、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努めます。

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民の間に広く理解と関心を深める必要があります。

子どもは、大人から童話や民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていきます。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身につけさせる上で重要です。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

*1「文庫」:主に子どもの読書を進めるために、個人あるいは地域のボランティアが集まって、地域の公民館や集会所、個人の家庭などで本の貸し出しやおはなし会を行う場、あるいはその組織。

3 子どもの発達段階に応じた読書活動

読書活動は、心身の成長発達と深く関わっており、子どもがそれぞれの発達段階に応じて興味を持った絵本や本を読むことは、子どもの発達課題の達成を助けることとなります。

一人の人間がどのように発達していくのかという観点から、各発達段階に応じた子どもの読書活動を推進する環境づくりを進めていくことが必要です。

また、実際の子どもの発達段階には個人差があることから、一人ひとりの発達に応じた読書活動となるよう配慮することも大切です。

乳幼児期

胎児期から聴覚は機能し、0歳から言葉を聞く喜びが始まると言われています。「ブックスタート^{*1}」のように、0歳からの絵本との出会いを大切にする取組も始められています。

乳幼児期は、基本的な信頼感や生活習慣を身につけるとともに、読書能力の土台を築く時期です。この時期の読み聞かせの積み重ねは、言葉の獲得や心の成長に効果があり、豊かな心と家族の絆をはぐくむことにもつながることから、家庭や地域が中心になって絵本等の読み聞かせなどを積極的に行うことが望まれます。

就学前は、自立心が芽生えはじめる時期であり、日常生活に必要な言葉はほぼ習得され、文字に興味を示すようにもなることから、子どもが自ら興味や関心に応じた絵本等を手にとることができる環境を整えることが重要です。

小学生期

小学生期は、生活環境が家庭から地域や学校へと広がり、社会的行動が著しく発展する時期であり、この時期に読書の喜びを知り、読書習慣を形成することはその後の人生にとって極めて重要です。

読書習慣の形成を図るためには、子どもの自主性や自発性も尊重しながら、学校で意図的・計画的な読書活動に取り組むとともに、家庭や地域における読み聞かせなどを通して、子どもが自ら読みたいという方向に向かわせるよう工夫することが大切です。

そのために、学校図書館を充実し、多様な読書活動を展開できるような環境を整えることも重要です。

中学生・高校生期

思春期を迎えるこの時期は、自らのアイデンティティ^{*2}を確立し、人生観、世界観の基礎を培う時期であり、多くの読書体験を通して、豊かな感性・想像力・論理的思考力・語彙力などの総合的な発達を図ることが重要です。

また、図書館等においては、子どもたちの自立した読書活動を進めるために、読書の幅を広げ、深めることのできる幅広い蔵書の整備や、個々の子どもに応じた適切なレファレンス^{*3}・読書相談や情報提供ができる環境を整えていくことが大切です。

*1「ブックスタート」：1992年にイギリスで始まった取組で、保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、絵本を通じて親子のふれあいを深め、子どもの言葉と心をはぐくむことを支援するために、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す取組。

*2「アイデンティティ」：自分は自分であって、他の誰でもないことの確認。自己同一性。

*3「レファレンス」：利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供の手助けなどを行うこと。

【子どもの発達段階に応じた読書活動への主な取組】

		発達段階	乳 幼 児 期	小 学 生 期	中学生・高校生期
取組主体	役 割	発達課題	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的信頼感、基本的生活習慣の形成 ・自我、自立心の芽生え 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的適応 ・自主性、自発性の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイデンティティの確立 ・人生観の基礎の形成
		家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で子どもが本に親しむ環境をつくる。 ・保護者自身も本に親しみながら、読み聞かせなどにより、子どもの読書習慣を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期から絵本の読み聞かせを行うとともに地域での読み聞かせやおはなし会へ親子で参加する。 ・公立図書館を有効に利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「親子読書」や家庭における「読書の時間」などを生活の一環として位置づける。 ・学校図書館や公立図書館を有効に利用する。
地 域					
図 書 館	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが学校外で本に親しむ場であり、地域での中核的な役割を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本、児童書等の充実や児童室、児童コーナーを確保するとともに、おはなし会や展示会等を定期的に開催する。 ・子どもや保護者等への絵本や児童書等に関するレファレンス・読書相談や情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年向け図書資料の充実を図る。 ・中・高校生への青少年向け図書資料に関するレファレンス・読書相談や情報提供を行う。 		
児 童 館 公 民 館	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが本に親しむ身近な施設として利用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせやおはなし会などの活動の場として活用を図る。 ・児童書等の整備や希望図書の貸出など読書環境の整備・充実を図る。 			
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・文庫活動や読み聞かせなどの活動を通じて、子どもが本に親しむ様々な機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文庫活動として、公民館、集会所等で絵本や児童書等の貸出やおはなし会等を行う。 ・公立図書館や幼稚園・保育所、学校等と連携して、読み聞かせ等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の環境整備等に協力する。 		
学 校 等					
幼 稚 園 保 育 所	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせなど、本に親しむ機会を提供し、子どもの読書習慣を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・興味、関心、発達等に応じた絵本等や図書スペースを整備する。 ・発達段階に応じた絵本等を指導計画、保育計画に位置づけるとともに、保護者の理解を深めるため、読書活動への参加を促す。 			
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・低学年で本に親しみ、中学年で様々な領域の本を楽しむ。そして、高学年では考えながら本を読むというように発達段階に応じた読書活動を行う。 ・朝の読書など、全校的な読書活動を充実する。 ・読書センター・学習情報センターとしての機能をもつ学校図書館の充実をめざし、図書資料等の整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校では読書を通して社会への目を開き、高等学校では、主体的な読書の深化と領域の拡大を図るというように発達段階に応じた読書指導を推進する。 ・朝の読書などにより、生涯学習につながる読書習慣を形成する。 	

第3 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

➡ 家庭の役割

家庭は、子どもにとって生活の場の基本であり、子どもが日常生活を過ごすなかで自然に本に親しむことができる環境をつくるのが重要です。

そのためには、保護者自身が日頃より本に親しむことや、子どもの成長にあわせて、読み聞かせをしたり、いっしょに本を読んだりするなど、子どもが日常生活の中で本に親しむような工夫や配慮が必要です。

➤ 現状と課題

テレビ、テレビゲーム、インターネット、携帯電話などの著しい普及は、子どもたちの生活環境を大きく変化させています。こうした生活環境や家庭環境の変化は、子どもたちが本に興味を持ち、本に親しむ機会を妨げる一因となっています。

一方、公立図書館や公民館等では、親子で参加できる読み聞かせ会等が開催されていたり、地域によっては、保健センター等で行われる乳幼児の定期健診時にブックスタート支援事業が取り入れられてきています。

また、県内の子育てや家庭教育に関する学習・相談の場として、様々な機会や場において保護者を対象とした学習会が開催されたり、子育てサークルが組織されており、読み聞かせや子どもの読書活動の重要性などについて保護者に対して啓発する機会ともなっています。

家庭において、子どもの読書習慣を形成するためには、子どもへの働きかけとともに、様々な機会を通して読み聞かせや読書の重要性について保護者に働きかけていく必要があります。

➤ 施策の方向

子ども読書活動推進啓発冊子等による啓発および情報提供

家庭における子どもの読書習慣の形成を図るため、子どもの発達段階に応じた啓発冊子をしが子ども読書活動推進協議会と連携・協力して作成・配布することなどにより、子どもや保護者への啓発および情報提供を推進します。

P T A 活動等を通じた読書活動への理解の促進

P T A 活動として親子で参加できる読み聞かせや絵本づくりを学習する講座等の実施を推進するとともに、乳幼児健診、就学時健診等の機会を活用した家庭教育や子育てに関する講座、研修会および家庭教育手帳^{*1}の配布等を通じて、読み聞かせや読書の重要性について保護者への理解の促進を図ります。

また、児童館、放課後児童クラブ、母親クラブや子育てサークルなどに対して、子どもの読書活動に関する情報提供を行うことにより、家庭における読書の重要性の普及・啓発に努めます。

*1「家庭教育手帳」:「妊娠期～乳幼児」「小学1～4年生」「小学5、6年生および中学生」の子どもを持つ親に向けて、子育て、家庭での教育やしつけ、読書の大切さ等に関して、それぞれの家庭で考えていただきたいことをまとめた文部科学省発行の家庭教育資料。

読み聞かせ会等の実施

公立図書館、児童館、公民館等での親子で参加できる読み聞かせ会、おはなし会などの実施を促進するとともに、情報提供に努めます。

また、学校においては、学校だより等を活用して読書の重要性を啓発したり、様々な読書活動への親子での参加の呼びかけを通じ、保護者に対して読書活動の重要性の理解を促進します。

2 地域における子どもの読書活動の推進

➡ 地域の役割

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところで本と親しむことができる環境をつくることが重要です。

特に図書館は、子どもが学校外で本と出会い親しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されています。

また、児童館や公民館は、地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした誰もが利用できる施設であり、子どもの読書活動推進の一翼を担うことが期待されます。

これらの施設では、子どもが本と出会い親しむことができたり、気軽に相談できる場所となるような環境整備に努めるとともに、読書活動の普及・啓発に努めていくことが求められます。

また、地域の文庫活動や読み聞かせボランティア、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター等の関係機関なども、子どもの読書活動に関する理解や関心を深めるとともに、子どもが本に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの読書活動を推進する上で大きな役割を果たすことが期待されます。

(1) 図書館における子どもの読書活動の推進

➤ 現状と課題

現在、県内には県立図書館を含め44の公立図書館が設置されており、平成14年度の児童図書の本貸出数は、全体の30%で、およそ339万冊に上ります。10年前の平成4年度には、図書館数が21、児童図書貸出数が約180万冊、また、20年前の昭和57年度には、図書館数が10、児童図書貸出数が約51万冊だったことを考えると、公立図書館数の増加とあわせて、図書館における資料の充実、さらには専門的知識を持った司書^{*1}の配置に力を注いできたことが、着実に児童図書の利用増に結びついたものと考えられます。

しかしながら、まだ身近な地域で図書館サービスを受けられない子どもたちもいます。滋賀県の子どもたちが誰でも気軽に図書館を利用できるようにするためには、身近な市町に図書館の設置を進めることが重要です。また、利用者の幅広い要求に応えるためには、これら公立図書館間の連携・協力も欠かすことができません。

また、県はすべての子どもへのサービスのため、子どもたちにとって最も身近な市町立図書館に対する助言や支援を積極的に行う必要があります。そのために、県立図書館の蔵書や設備の一層の充実を図り、巡回協力車による資料提供、レファレンス等の援助を通じて、子どもの読書活動を直接・間接的にサポートしていく必要があります。

さらには、急速に進みつつある社会のIT化の中で、公立図書館には、蔵書検索を始めとする基本サービスについての情報を発信することや、誰もが多様な情報に迅速かつ容易にアクセスできる環境を整えることが求められています。

*1「司書」：図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。図書館職員のうち、図書館の管理運営、資料の収集・整理・保存・閲覧・貸出、レファレンス・サービス等固有の専門的業務について豊富な知識、技能を有する職員。（資格職）

➤ 施策の方向

蔵書の整備・充実

- ア 県立図書館において、児童図書の全点購入を行い、資料の網羅的な収集・保存を図ることによって、市町立図書館、学校図書館、文庫等の活動や子どもの読書に関わる人々の研究を支援します。
- イ 県立図書館において、子どもの読書活動に関わる人々を支援するため研究書の収集・充実に努めるとともに、広く関係情報を集めて提供します。
- ウ 子どもにとって本と出会う最も身近な場である市町立図書館において、幅広い児童図書の収集と蔵書の充実を促進します。

子どものための読書スペースの確保

児童に対するサービスの充実に資するため、県立図書館において、館内の児童室や児童コーナーの充実に努めるとともに、市町立図書館においても、児童室等の必要なスペースが確保されるよう働きかけます。

司書の配置と専門性の向上

- ア 司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で、極めて重要な役割を果たしており、すべての市町立図書館において専門知識を持った司書が適切に配置されるよう促します。
- イ 市町立図書館の司書の専門的知識・技術の研鑽と向上のために、各種研修の充実と参加促進に努めます。

子どもと本の出会いの場の提供

- ア 県立図書館において、おはなし会や講座・展示等の行事を通じて、子どもと本の出会いの場を設けるとともに、市町立図書館においても、おはなし会の定期的な開催など、本に親しむ機会の提供に努めるよう働きかけます。
- イ 「子ども読書の日^{*1}」には、県立図書館において、その趣旨に沿った案内・行事を行うとともに、市町立図書館にも働きかけます。

児童図書に関するレファレンス・読書相談の充実

県立図書館において、子ども、大人を問わず、子どもの本に関わるレファレンス・読書相談を行います。また、必要に応じて、読書案内のためのリスト・児童室だよりなどを作成します。

さらに、図書館サービスの向上が図られるよう市町立図書館における児童図書に関するレファレンス・読書相談などの支援に努めます。

*1「子ども読書の日」：4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により制定。

障害のある子どもや外国人児童に対する図書館サービスの充実

県立図書館において、障害のある子どもや外国人児童などの読書活動を支援するため、点字図書、録音図書、外国語図書等の収集・提供に努めます。

また、市町立図書館においても、障害のある子どもや外国人児童などに対する図書館サービスの充実が図られるよう働きかけます。

情報化の推進

児童図書の蔵書・貸出情報やおはなし会の開催などに関する情報等の提供が、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしていることから、県立図書館において、インターネット開放端末や利用者用コンピュータの設置等を進めるとともに、公立図書館や大学図書館等の県内にある図書館の蔵書をインターネットで一元的に検索できる横断検索システムの開発など情報化を推進します。また、市町立図書館においても、インターネット等で検索できる情報検索システムの導入や利用者用コンピュータの設置などの情報化が図られるよう働きかけます。

公立図書館間の協力等の推進

ア 県立図書館において、巡回協力車による資料提供、レファレンスの援助、司書の研修等を通じて、市町立図書館の児童サービスを支援します。

イ 県立図書館において、市町立図書館の児童サービスの現状把握に努め、情報やデータを整理して、その共有化を図ります。

(2) 児童館や公民館における子どもの読書活動の推進

➤ 現状と課題

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、図書室の設置が義務付けられています。

児童館は現在県内に52館あり、その図書室は、地域の身近な読書活動の支援の場になっており、絵本等の児童図書の貸出しやそれらを活用した様々な活動が行われ、読み聞かせやおはなし会などの活動は、子どもが読書に親しむ契機になっています。

公民館は、社会教育法に基づく住民にとって最も身近な社会教育施設で、現在県内に206館(類似施設を含む。)あります。そのうち図書室を設置している公民館は、58.3%ですが、大人が利用する施設というイメージがあり、子どもが気軽に利用するという点では十分とは言えません。

児童館や公民館には、図書室を気軽に活用でき、身近に感じられる読書施設としていくことが求められています。また、その活動の中で、子どもの読書活動に対する理解を深め、地域の子どもの読書活動を推進することが期待されます。

➤ 施策の方向

子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書への興味・関心を高めるため、図書室において保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動が推進されるよう促します。

読書環境の整備・充実

ア 図書を気軽に閲覧できるような配慮、希望図書の貸出しの実施など、子どもが気軽に読書に親しむことができるような環境づくりを促進します。

イ 蔵書の整備を図り、子どもが親しめるよう配架の方法を工夫するなど、図書室の充実に促します。

職員の知識・技術の向上

職員の読み聞かせ等の知識・技術の習得あるいはその向上を目的とした講習会や研修会への積極的な参加を促します。

(3) 文庫活動や読み聞かせボランティアなどによる子どもの読書活動の推進

➤ 現状と課題

文庫活動や読み聞かせボランティアなどは、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

平成14年9月に行った調査(「読書活動団体等の調査」県教委生涯学習課)によると、県内には、子どもを対象とした読書関係の活動を行っている団体が96団体あり、会員は約1,600人という状況であり、身近な地域で文庫活動や読み聞かせ等が行われています。

そこで、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講じることが望まれます。

また、文庫活動や読み聞かせボランティアなどが主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、県全体の子どもの読書活動の一層の推進に資することになることから、文庫活動や読み聞かせボランティアなどの団体間の連携・協力が図られることが望まれます。

➤ 施策の方向

読書ボランティアの養成

文庫活動や読み聞かせなどの活動の一層の充実を図るため、活動を行っている人や、これから活動をしたいと考えている人を対象にした養成講座の開催を推進します。

情報の収集・提供

文庫活動や読み聞かせボランティアなどの活動を支援するため、ボランティアとボランティアを受け入れたい施設の情報を提供します。

また、県内の文庫活動や読み聞かせボランティアなどに関する情報を収集し、その活動を広く紹介することにより、活動の充実を促します。

学校、図書館等との連携

モデル的な実践事例の紹介などにより、文庫活動や読み聞かせボランティアなどと学校、図書館、公民館等との連携・協力を促進します。

「子どもゆめ基金^{*1}」の活用

国の民間団体に対する支援策である「子どもゆめ基金」の周知に努め、その活用を奨励することにより、子どもの読書活動を推進する活動の充実を促します。

*1「子どもゆめ基金」：独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに設けられている基金で、青少年教育に関する団体が行う子どもの体験活動や読書活動の振興を図る活動等に助成を行っている。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

➡ 学校等の役割

学習指導要領においては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とされています。

学校では、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担ってきましたが、今般の学習指導要領の一部改訂や文化審議会の答申等においても、学校図書館や読書活動の位置づけはますます重要なものになってきています。

そこで、学校図書館の「読書センター^{*1}」や「学習情報センター^{*2}」という役割を認識し、それらの機能を活用した授業のあり方を工夫したり、すべての教育活動を通じて児童生徒が読書に親しむことのできるようにすることが大切です。

そのために、司書教諭^{*3}や学校に配置されている司書^{*4}が核となって全校的な読書活動を意図的・計画的に実施すること、公立図書館と連携したり読書ボランティアの力を求めたりすることによって多様な読書活動を展開すること、保護者に呼びかけ家庭における読書習慣を身につけさせることなどが求められています。

また、幼稚園・保育所は、幼児期に絵本の読み聞かせなどにより、本に親しみ、楽しさを覚える機会を提供するなど、その後の読書活動の基礎を築く、大切な役割を果たしています。

(1) 学校における子どもの読書活動の推進

児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

➤ 現状と課題

本県で「全校一斉の読書活動を実施している」学校は、公立小学校で84.8%、公立中学校で58.2%、公立高等学校で18.0%となっています。これらのうち、小・中学校の多くは、読書習慣の確立をめざし、いわゆる朝の読書活動^{*5}として実施されています（平成15年9月実施「学校図書館の現状に関する調査」による）。

朝の読書活動の成否は、みんなで、毎日、継続的に、好きな本が読める環境づくりと、読書に対する学級担任の姿勢にかかっています。学級によって取組の度合いに大きな違いが出ることはないように、発達段階に応じた読書が系統的に行われるような指導計画を作成するなど、読書活動の意義について教職員の意識を高めていく必要があります。

また、子どもたちが読書に対する興味・関心やあこがれを抱くことができるように、各教科等の指導計画に読書活動を組み込んだり、学校図書館や公立図書館から借り出した図書等を活用した授業を行ったりするなど、様々な学習活動で読書活動が展開される工夫をしていくことも大切です。

*1「読書センター」：学校図書館が、日々の生活の中で児童生徒が読書を楽しむ場であり、また豊かな感性や情操を育む読書指導の場としての機能を果たすこと。

*2「学習情報センター」：学校図書館が、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する場であり、また必要な情報を収集・選択・活用できる場としての機能を果たすこと。

*3「司書教諭」：学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務にあたる職員のこと、教諭であることが前提。平成15年4月1日からは12学級以上の学校に司書教諭を配置することが義務付けられた。

*4「学校に配置されている司書」：司書教諭等と連携・協力し、学校図書館の運営・活用に関する専門的業務を担当する事務職員。

*5「朝の読書活動」：学校で始業前に、児童生徒と教員が、それぞれ自分で選んだ読みたい本を読むという活動。

さらに、「友だちにすすめたい私の好きな本」「先生がすすめる本」「図書委員会による選書100」といったブックリストを用意し、それらの本がいつでも手に取れるようにしておくことも必要です。

このように、読書活動の場を広げることにより、子どもたちが読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身につけさせることが求められています。

➤ 施策の方向

ア 学校の体制づくり

(ア) 学校全体で取り組む読書活動の推進

すべての教職員が学校図書館の機能を活用した授業や取組を行えるようにするために、図書館運営委員会等校内組織の充実を図るとともに、学校図書館に関する校内研修を位置づけたり校外研修への参加を促進したりします。

(イ) 図書館教育全体計画の見直し、年間指導計画の充実

長期的なビジョンに立ち、教育目標の実現に寄与し子どもの読書活動や学習に役立つ学校図書館づくりを学校の教育計画に位置づけること、各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用や読書活動の推進を位置づけることを促進します。

また、司書教諭や学校に配置されている司書が核となって計画する全校的な読書活動について、すべての教職員が共通した目的や意識を持って実施するように努めます。

(ウ) 読書活動の充実に向けた指導と助言

担当指導主事による学校訪問の際には、学校図書館に関する状況を把握するとともに、読書活動の推進についての指導と助言を行います。

イ 読書指導の充実

(ア) 指導計画への位置づけ

各教科等の指導計画に学校図書館の機能の活用や読書活動を組み込むようにし、学習の発展として、子どもたちの興味・関心に応じた読書にいざなうように支援するよう努めます。

(イ) 朝読書、読み聞かせ等の実施

児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身につけさせることが大切であり、朝の読書活動をはじめとする集団読書や読み聞かせ等の取組の一層の普及に努めます。

(ウ) 推薦図書や必読図書の選定

しが子ども読書活動推進協議会が子どもの発達段階に応じて作成する啓発冊子の活用や推薦図書、必読図書の選定に努めます。

(I) 先進的な取組の紹介

県立高校においては、4月23日を含む読書活動期間の設定など、すべての学校で「子ども読書の日」にかかる取組を行っているところです。そうした取組事例や読書活動優秀実践校の実践事例など、小・中学校を含めた優れた実践事例を交流したり紹介したりすることにより、各学校で多様な読書活動が展開されるように努めます。

(オ) 図書委員会活動の活性化

児童生徒による図書委員会が主体的に取り組む活動の交流や情報交換を促します。

学校図書館の整備・充実

➤ 現状と課題

子どもの読書活動を多様に進めたり、各教科等で学校図書館の機能を活用した学習活動を展開したりするためには、それに応えることのできる図書資料等を整備・充実することが必要です。

現在、各市町においては、平成14年度からの「学校図書館図書整備5か年計画^{*1}」に基づき、学校図書館図書資料の計画的な整備に努めているところです。また、県立高校においても、毎年、魅力的な図書資料を購入する予算を確保し、生徒一人あたりの蔵書冊数を指標として蔵書水準の向上に努めており、生徒一人当たりの蔵書数について、平成14年度（実績）の27.2冊を平成17年度には30.0冊とすることを目標としています。

また、蔵書のデータベース化を進め、学校図書館と地域の公立図書館をネットワークで結び、図書資料の有効活用を図る取組を進める市町もありますが、こうした地域がさらに増えるとともに、様々な実践事例を電子情報化して交流するなどの工夫をしていくことが望まれます。

それらに合わせて、学校図書館の専門的職務を掌る司書教諭や学校に配置されている司書が活動の中心となって計画的な学校図書館の運営を行うことや、空き教室を読書スペースや図書資料活用室等として活用を図ることなど、人的、物的条件の整備に努めることも望まれます。

➤ 施策の方向

ア 資料、設備の充実

(フ) 学校図書館図書整備5か年計画に基づいた蔵書の整備

各市町に対しては、「学校図書館図書標準^{*2}」の達成を実現するために、第2次学校図書館図書整備5か年計画による地方交付税措置により必要な予算措置を講じ、図書資料の整備・充実に努めるとともに、子どもに新しく正しい情報を与えることができなくなった図書資料の適切な廃棄を行うよう働きかけます。

*1 「学校図書館図書整備5か年計画」：学校図書館図書標準を踏まえ、公立義務教育諸学校の学校図書館の蔵書を整備するための計画。平成14年度からの5年間で総額約650億円が地方交付税として措置。

*2 「学校図書館図書標準」：公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、文部省（平成5年当時）が定めた学校種・学校規模別（学級数）の蔵書冊数。

なお、県立高校においては、学校図書館機能をさらに充実させることをめざして、図書資料の整備・充実を継続的に進めます。

(4) 図書資料等の充実

しが子ども読書活動推進協議会や教育研究会学校図書館部会等が作成した啓発冊子の活用を図るとともに、学校独自で読みたくなる本や学習に役立つ本を中心に選定し、計画的な図書資料等の充実に努めます。

(5) 施設・設備の整備・充実

子どもたちが、行きたくなる、本が読みたくなる学校図書館になるように施設・設備の充実を促すとともに、空き教室等の有効活用などによる読書スペースの整備・充実、学級文庫の設置、学校図書館の分館化（図書資料等の別置）を進めるなど、常に本を手にとることができる読書環境づくりの工夫に努めます。

(6) 学校図書館の情報化

学校図書館の情報化を図るため、学校図書館にコンピュータを整備し、蔵書のデータベース化を進めるとともに、校内LANによって、学校内のどこにあっても学校内外の図書情報にアクセスできるよう図書資料等の資源を共有する取組等を促進します。

県立学校においては、教育情報ネットワークを構築し、蔵書情報の共有化を進めます。

イ 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

(7) 司書教諭の位置づけの明確化

学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図るよう努めます。

(8) 司書教諭の配置促進

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであることから、12学級以上の学校で配置していますが、司書教諭の養成を促進したりするなどにより、12学級未満の学校においても司書教諭が配置できるよう学校図書館にかかわる人づくりに努めます。

(9) 司書と司書教諭の連携促進

県立学校に配置されている司書は、司書教諭と連携・協力して学校図書館の運営を進めるとともに、図書資料の管理をはじめ諸事務の処理等にあたっています。今後も、学校図書館の活用をさらに充実するため、司書と司書教諭の連携促進に努めます。

また、県立学校におけるこのような取組を紹介するなどして、小・中学校の学校図書館の活用を促します。

(I) 研修等の充実

司書教諭等連絡協議会や学校図書館教育講座等において、学校図書館に関する最新の情報を提供したり、学校図書館の活用や運営等に関して積極的な情報交換を行うことにより、司書教諭をはじめとする学校関係者の資質の向上と意識の高揚を図ります。

家庭・地域との連携による読書活動の推進

➤ 現状と課題

平成15年9月に実施した「学校図書館の現状に関する調査」によると、「公立図書館等との連携を実施している学校」は、公立小学校で57.4%、公立中学校で31.6%、そして、公立高等学校では68.0%となっています。全国平均は、それぞれに53.6%、34.1%、28.3%であることから、連携が進んでいる方だとみることができます。

この数字の高さは、本県の公立図書館が全国に先がけた整備・充実に努めていることと無縁ではありません。今後もこうした公立図書館との連携を一層推進し、子どもたちの読書活動がより充実したものになるようにしていく必要があります。

また、同じ調査で「ボランティア等の協力を得ている」県内の公立小学校は49.1%ありました。中学校や高等学校ではまだ少ないとはいえ、読み聞かせボランティアや保護者に、読み聞かせや紙芝居、ブックトーク¹といった読書にかかわる活動や、学校図書館の整備作業等にかかわっていただくことは、子どもたちの読書活動に厚みを増すことにつながります。

➤ 施策の方向

ア 公立図書館との連携

公立図書館の司書による学校での読み聞かせやブックトークの実演、読書活動や学習活動成果物等の展示会の公立図書館での開催等、公立図書館と連携した多様な読書活動が展開されるよう、学校図書館と公立図書館との連絡会等の開催により連携が図られるよう促します。

また、情報や資源の共有化を図るため、公立図書館と学校図書館とのネットワーク化を促進します。

イ 家庭との連携

読書活動を取り入れた授業の公開等により、学校における読書活動の様子を家庭に知らせるよう促します。

また、家庭における読書習慣を身につけさせるため、学校だより等を活用した読書のすすめ、家庭をまきこんだ読書活動や親子読書会、PTA読書会などの取組を促進します。

ウ 地域との連携

読み聞かせボランティアや地域の人材の協力によるおはなし体験の場づくりを促進し、学校を中心とした地域に広がる読書活動の呼びかけを行います。

*1「ブックトーク」：1つのテーマに従って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

また、小学校教諭等を対象とした図書館の活用方法、ボランティアとの連携方策、読み聞かせの体験実習などを学習する講座の開催を通して、読み聞かせボランティアや公立図書館との連携を促進します。

(2) 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

➤ 現状と課題

乳幼児期に、言葉や絵本に触れる機会を増やし、本に親しんでその楽しさを覚えることは、その後の読書活動の基礎となります。

幼稚園教育要領には、「言葉」の領域に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」ことが求められています。また、保育所保育指針には、6か月以降については、年齢区分に応じて、絵本、紙芝居、童話や詩との関わりなどが示されています。

幼稚園・保育所では、絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター^{*1}等を随時行うなど、「おはなし」に対する子どもたちの興味をはぐくみ、読書活動へ広げる活動が展開されています。おはなしを始めようとする、本のもとへ一斉に集まり、目をきらきらさせて待つ子どもたちの姿をよく見かけます。また、家庭に対する絵本の紹介や貸出しを行っている園も多く、絵本等の持つ力やおはなしをする意義は深く認識されていることができます。

今後は、乳幼児なりの感じ方や楽しみ方を大切にしながら、イメージを一層豊かに広げていくことできるように、絵本や物語の世界に浸る体験をより多く与えていくことが必要です。

そのためにも、乳幼児たちが気軽に絵本や物語等にふれあえる環境づくりに工夫を凝らしたり、教員や保育士が乳幼児期における絵本等との出会いの重要性をより深く理解し、ボランティア等との連携・協力による読み聞かせなどによって、一人ひとりの子どもの言葉に対する感覚が養われるように努める必要があります。

また、本とのふれあいの時間を家庭でも持てるよう、保護者を対象とした講習会や情報交換の場を設けることなどが期待されます。

➤ 施策の方向

資料、設備の整備・充実

乳幼児が主体的に絵本や物語に親しんでいけるような、興味・関心、発達等に応じた絵本等を整備するとともに、乳幼児が自ら手にとって本に親しめ、落ち着いてじっくりと見ることができる図書スペースを設置するなどの環境づくりを促します。

絵本等に親しむ機会の提供

ア 指導計画、保育計画の中に、発達段階に即した絵本等を位置づけ、乳幼児が絵本や物語、紙芝居等に一層親しむ機会を確保するとともに、近隣の小・中・高等学校との異年齢交流の中で、上学年児童生徒が読み聞かせ等を行うなどにより、乳幼児の絵本等にふれる機会が多様になるような工夫を促します。

*1「パネルシアター」：毛羽立ちのよい布を張ったパネルを置き、不織布で作った絵や人形をそのパネルの上にくっつけたら、動かしたりしながら、話の内容に沿った場面を構成し演じる、動く紙芝居のようなもの。

イ 幼稚園・保育所での読み聞かせに未就園児や保護者などにも参加してもらうなど、子育て支援の中で保護者の理解を深めながら、乳幼児が絵本等をより楽しめるような工夫を促します。

ウ 保護者の理解を深め、家庭での読み聞かせ等の活動が進むよう、絵本等との出会いの重要性を家庭にも伝えたり、保護者やボランティア等の協力を得て、絵本の読み聞かせや紙芝居の実演等の開催や、絵本の貸出しをしたりするなどを通して、家庭との連携を密にするよう促します。

教員、保育士等の理解や技能の向上

乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、講習会や研修会への積極的な参加を促し、研修等を通じて教員や保育士の理解や技能を高めるように努めます。

公立図書館やボランティア等との連携

公立図書館等との連携により、子どもの発達に応じた図書を選定し、幼稚園・保育所での利用に供せられるようにその紹介に努めます。

また、公立図書館やボランティア等との連携を図るために、連絡会等の開催を促進します。

(3) 障害のある子どもの読書活動の推進

➤ 現状と課題

障害のある子どもに対しては、一人ひとりの障害の種類や程度、発達段階に応じた指導を行うことが重要であり、全員一斉の読書活動の時間を設けることが難しい現状です。

そこで、一人ひとりが読書の楽しさにふれることができるように、豊かな読書活動を体験できる教育活動を工夫したり、日常生活の中で本とふれあう機会を設けたりする必要があります。

また、蔵書のデータベース化を一層推進し、そうしたことで得られる情報を活用して様々な障害や発達段階に応じた魅力的な図書資料等の充実に努めるなど、子どもが本との出会いを果たすにふさわしい環境を整備することも求められています。

そのためにも、読書活動の意義について教職員の意識を高める研修等に取り組む必要があります。

➤ 施策の方向

読書環境の整備・充実

ア 障害のある子どもが豊かな読書活動を体験することができるよう、子どもの様々な障害の種類や程度に対応できる選書に努めます。

イ 公立図書館と学校をネットワークで結ぶなど、障害のある子どもにとってふさわしい読書環境の充実に努めます。

読書活動の充実

- ア 一人ひとりの興味・関心を喚起することができるように、読み聞かせやパネルシアターなどに取り組み、学習の場や日常生活で本にふれる機会を多く設定するよう努めます。
- イ 学校だより等を通じて家庭に呼びかけ、子どもの実態とニーズに応じた読書活動が保護者とともに行われるように促します。

教職員の専門性の向上

- ア 障害の種類や程度、発達段階に応じた読書活動や読書環境の工夫など、優れた実践事例の交流や紹介等により、読書活動推進に関する教職員の意識を高めます。
- イ 専門的な理解や技能を得ることができるような講習会や研修会への参加を促進するとともに、その内容について周知する体制づくりに努めます。

4 啓発広報等の推進

➤ 現状と課題

子どもの読書活動の推進のため、その意義や重要性について県民の理解と関心を深めることが大切であることから、大人も含めて読書活動に対する理解と関心を高められるように国や市町、関係機関（団体）との連携・協力による普及・啓発活動が必要となります。

文部科学省では、子どもの読書活動を推進するため、子どもが興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体および個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図っています。県内では、平成16年度において、小学校で2校、高等学校で1校、図書館で1館、団体で1団体が表彰されています。

子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子どもの読書活動の推進に関する法律において、子ども読書の日（4月23日）が設けられ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。

県内の図書館や学校では、子ども読書の日を中心におはなし会や絵本の展示会などの関連事業の実施が増加してきています。

県立図書館では、市町立図書館の児童図書関係行事の情報を収集し、ホームページや広報紙を通じて情報提供しています。

子どもの読書活動の実態や市町、学校、図書館、文庫活動や読み聞かせボランティア等における様々な取組などに関する情報を収集し、子どもの読書活動に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるようにすることが求められています。

➤ 施策の方向

「子ども読書の日」等における啓発広報の推進

ポスターやリーフレットなどにより「子ども読書の日」等の周知に努めるとともに、公立図書館や学校などで「子ども読書の日」等の趣旨にふさわしい行事として、読書活動を取り入れた授業の公開や読み聞かせ等が実施されるよう促します。

各種情報の収集・提供

子どもの読書活動に関係する施設や団体との連携・協力を図ることにより、情報の収集と提供の充実に努めるとともに、読書活動の必要性を啓発するための冊子や先進的な実践事例を紹介する資料を作成・配布することにより、子どもの読書活動を促進します。

ア 滋賀県学習情報提供システム「におねっと^{*1}」を活用して、子どもの読書活動を支援するサイトを設け、子どもの読書活動に関する様々な情報の収集・提供を推進します。

イ 子どもの発達段階に応じた啓発冊子を作成・配布し、子どもや保護者の関心と理解を深めます。

*1「におねっと」：県内における生涯学習に関する様々な情報をインターネットを活用して提供するため、県教育委員会が運営している学習情報提供システム。

ウ 子どもの読書活動に関するモデル的な取組等を紹介する実践事例集を作成し、関係者へ配布することにより、活動内容の充実を促進します。

優れた取組の奨励

国の表彰制度を活用し、子どもの読書活動の優秀実践校、図書館、団体、個人を積極的に推薦することにより、優れた取組を奨励し、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動内容の充実を図ります。

また、優れた取組を広く県民に広報し、普及することにより、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるよう努めます。

5 推進体制の整備

➤ 現状と課題

本計画の推進にあたっては、関係機関、文庫活動や読み聞かせボランティア、市町等との連携をさらに深め、方策の効果的な推進を図る必要があります。

県では、子ども読書活動を総合的に推進するため、学識経験者、民間団体、学校図書館、公立図書館の関係者および関係行政担当者と構成するしが子ども読書活動推進協議会を平成14年度に設置しています。

また、本計画の策定にあたっては、庁内部局関係課等による連絡調整会議を組織し、密接な連携を図りながら推進しています。

市町においては、それぞれの地域の状況に応じて様々な子どもの読書活動に関する事業が実施されています。

市町においても、子どもの読書活動の推進に関する必要な体制が整備され、子ども読書活動推進計画を策定することが望まれます。

➤ 施策の方向

子どもの読書活動を支援するセンター機能の整備

子どもの読書活動の推進に関わるあらゆる活動が効果的に実施されるよう、インターネットを活用した情報の提供や子どもの読書活動に関わる人材の養成など、子どもの読書活動を支援するセンターとしての機能を整備します。

また、同センターの運営にあたっては、ボランティアや学校図書館、公立図書館、行政等の関係者の参画を促し、各主体が連携・協力することによりネットワークの形成が図られるよう努めるとともに、市町においても、子どもの読書活動を支援する機能が整備されるよう促します。

しが子ども読書活動推進協議会の開催等

ア しが子ども読書活動推進協議会を定期的を開催し、関係者間の連携・協力のあり方についての検討や情報交換等を行い、その成果を生かしながら方策の効果的な推進に努め、全県的な読書活動の推進をめざします。

イ 計画の進捗状況について、施策の実施状況を検討・評価するなど適切な進行管理に努めます。

市町との連携

ア 子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的な推進を図るため、市町との連携・協力を努めるとともに、市町に対し、それぞれの地域の状況を踏まえ、国の基本計画および県の推進計画を基本として、市町の子ども読書活動推進計画が策定されるよう働きかけます。

イ 市町との連携・協力を図り、市町が実施する子ども読書活動推進事業に関する情報の収集・提供を推進します。

第4 指標の設定

この計画では、子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標を使って、以下のとおり数値目標を設定します。この指標の達成状況の把握などによって、この計画の進行管理を行っていきます。

指 標 名		現 状 (年 度)	目 標 (H20)
全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合	小 学 校	84.8% (H14)	95.0%
	中 学 校	58.2% (H14)	80.0%
	高等学校	18.0% (H14)	40.0%
公立図書館等との連携を実施している学校数の割合	小 学 校	57.4% (H14)	75.0%
	中 学 校	31.6% (H14)	60.0%
	高等学校	68.0% (H14)	85.0%
県民1人が公立図書館で年間に借りている図書冊数		8.8冊 (H15)	9.7冊
児童図書の公立図書館での年間貸出冊数 (12歳以下の県民1人当たり)		19.4冊 (H15)	24.0冊
1か月間に書籍を全く読まない児童生徒の割合	小 学 生	5.8% (H16)	4.0%
	中 学 生	30.9% (H16)	20.0%
	高 校 生	44.7% (H16)	30.0%
子ども読書活動推進計画を策定している市町(村)数の割合		2.0% (H15)	100.0%